

本日の会議に付した案件

○平成三十年度一般会計歳入歳出決算、平成三十年度特別会計歳入歳出決算、平成三十年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三十年度政府関係機関決算書（第二十二回国会内閣提出）（継続案件）

○平成三十年度国有財産増減及び現在額総計算書（第二十二回国会内閣提出）（継続案件）

○平成三十年度国有財産無償貸付状況総計算書（第二十二回国会内閣提出）（継続案件）

（文部科学省、農林水産省及び国土交通省の部）

○委員長（中川雅治君） ただいまから決算委員会を開会いたします。

○委員長（中川雅治君） 平成三十年度決算外二件を議題といたします。

本日は、文部科学省、農林水産省及び国土交通省の決算について審査を行います。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○宮崎雅夫君 自由民主党の宮崎雅夫でございます。決算委員会での初めての質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私は、農林水産省に質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルスの関係でございますけれども、週末の土曜日に、「給食に宮崎牛 舌鼓」という新聞記事がござ



ざいました。需要が低迷する食材を、地産地消でございませうか食育、こういう観点も含めて給食に活用するということ、大臣の御地元宮崎での補正予算を使った取組が十五日にスタートしたという内容でございました。

私の生まれ故郷、兵庫県でございますけれども、神戸牛とか、ほかの県でも来月以降こういう取組がスタートする見込みということでございまして、早速補正予算での対応が形として出てきたということ、期待を大いにしたいというふうに思っております。

一方で、緊急事態宣言が一部解除をされましたけれども、せっかく作った農産物が行き先がなく廃棄されるという場合もあって、厳しい状況が引き続き続いているという状況でございます。

例えば、奈良県の五條吉野、日本一の柿の産地ということでございます。土地改良でもこの産地形成に大きく貢献をしたところでもございます。私も、もう三十年以上前でございますけれども、学生実習で五條に行った先でもあるわけでございますけれども、七月、八月というのはハウスの柿、これは高級品になるわけでございますけれども、売れるのかというようなことで大変心配をされているというところでございますし、これはもう全国どこでも同じことが言えるわけでございます。

二次補正については現在検討が始まっておりますけれども、農林漁業者の皆さん、それから関連の業者、関係者の皆さんの声をしっかりと受け止めていただきまして、新たな販路の拡大ということも含めてしっかりと検討をお願いをしたいと、冒頭お願いをしておきたいと思っております。

忘れてはならない農林水産省の大きな役割として、食料の安定供給の確保ということがございます。四月の緊急事態宣言発出後、大臣からメッセージを出されましたし、これまで農林水産省のホームページで情報もしっかり出していただいております。

また、先月開催されましたG20の農業大臣の臨時テレビ会議では、江藤大臣から、新型コロナウイルス対策を理由に不要な輸出入規制は厳に行わないことについて発言をされております。それを含めて、G20の農業大臣声明の採択にも大変大きな役割を果たしていただいたわけでございます。

今般、幸いにして、これまでは食料供給について大きな問題はなかったわけでございますけれども、我が国だけではなく世界にも新型コロナウイルスの闘いも長期戦になると、この覚悟が必要になっております。

そこで、新型コロナウイルスによる農産物の輸出規制の状況、そしてそれらを踏まえた食料供給の見直しについて江藤大臣の御認識をお伺いをいたします。

○国務大臣（江藤拓君） まず、この厳しい状況の中におきましても、農業の生産現場でも、それから食品加工の現場でも、非常に御苦労されながら国民に対する食料の安定供給に御努力いただいた皆様方には、本当に心からお礼を申し上げます。

今御指摘の点は、特に粉物、小麦などが焦点になっておりましたが、輸出規制をやっている国は十六か国ありますけれども、ロシア、ウクライナとか、そういう国ですが、元々この国に輸入をまず小麦は頼っていない、日本は米国、カナダ、それから豪州に頼っていることは先生もよく御存じのとおりであります。しかし、この期間の間に、もしもこれらの国から輸入が止まるようなことが、減るようなことがあった場合には何ができるかということは、輸入商社の方々も含めて、ほかの商流も検討もさせていただいております。それを生かすような場面がなかったことは大変良かったというふうに思っております。しかし、これから長期化することもあり得ます。ですから、そういうことも、今後も予断を持たずしっかりと検討していきたいと思っております。

そしてまた、アメリカの方でも先日数字が出されましたけれども、農務省の方からですね、需給報告によれば、大豆なんか、それからトウモロコシ、小麦もですけれども、いずれも生産額は史上最大になるだろうということでありまして、そういうことであれば、やはりアメリカも安定的に日本には出しているだけではないかと思っております。

これから国際会合等、まあサ



江藤農林水産大臣

ウジアラビアのやつは延期になりましたけれども、あらゆる場面で、やはり我々はG20のメンバーとして、このアンフェアで理屈の通らないようなものが、特に基幹的な食料品が戦略物資として外交的な要素で左右されるようなことがないように、世界の平和の安定のために、そしてまた、後進国から、自分の国が飢えているのに外貨を稼ぐためにそれを出すようなことがあっては、またこれも世界的な不幸ですから、そういつたことにも目を配ってこれからもやっていきたい。

いずれにしましても、あらゆる手を使って国民の皆様方への安定供給に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫 ありがとうございます。
もう大臣おっしゃったように、国民の皆様さんへの食料の安定供給というのは大変大きな仕事でございますので、引き続き万全を期していただきたというふうに思います。



また、農林水産分野の影響として労働力不足がございます。農業の関係だけでも、外国人の実習生の方約二千四百人が来日をしていないという状況にあります。生産を縮小せざるを得ないという農家、産地もあるというふう聞いております。これにつきましても、早い段階から、大臣からJAへの協力要請でございますとか人材のマッチングなどにも取り組んでいただいております。

し、補正予算でも人材確保対策として約四十六億円が計上をされております。各地域では外国人実習生がやはり大きな戦力となっている現実がございます。ポストコロナということを見通して、外国人実習生に過度に依存しない生産体制の構築でございますとか国内の人材の確保ということを進めたいといけません。

現在、全国各地で様々な取組が行われつつあるというふうには承知しておりますけれども、新型コロナウイルスによる農産物、この生産活動における労働力の不足の認識、そして今後の人材確保対策についてお伺いをいたします。

○政府参考人（横山紳君） お答え申し上げます。

委員から御指摘のありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、現在外国人の方々に対して入国制限が行われてございます。これに伴いまして、今の時点でなかなか入国いただく見込みが立たない外国人技能実習生の方、農業だけでも二千四百名という状況になってございます。

そうした中、まずは緊急に労働力を確保していただくということ、今般の補正予算の中で農業労働力確保緊急支援事業、これを措置いたしました。農作業の経験のある即戦力人材、これに加えまして、他産業からの人材、今実際になかなか他産業の方でも雇用が思わしくないという分野がございますので、そういったところからの人材も受け入れまして、農作業に従事していただけますよう、交通費ですとか宿泊費、研修費、労賃等の掛かり増し分、こうしたものを支援するとともに、農業現場でのマッチング、これも支援しているところでございます。実際にも、これまでのところ、マッチ

ングということでは、例えば長野県のJA佐久浅間が地元の旅館組合と協力して旅館従業員の方々を雇うといった取組ですとか、あるいは群馬県の嬭恋村で地元の事業協同組合の方が休業中の宿泊施設とのマッチングを行うですとか、あるいは茨城県のJA岩井や農業法人がシルバール人材センターや地域の方々、県内の外食業で休業の方々やマッチングを行われるなど、そういった人材確保の取組が行われております。

また、委員から御指摘がありましたように、もう少し長期的な視点といましますようか、やっぱり農業の方に人材、新しい新規の人材に入ってもらおうという観点からは、新たに就農しようとする者を雇用する法人に対しまして、これ一般の通常予算といましますようか、当初予算でございますけれども、その中の研修支援等を行う農の雇用事業なども行っているところでございます。

こうした施策も活用しながら、他産業で働いていた方々にも農業に関心を持っていただくための就農につなげますなど、農業の人材確保に努めまして、農業生産基盤の維持強化を図ってまいりたいと考えてございます。



農林水産省横山経営局長

○宮崎雅夫 ありがとうございます。
最後に局長からお話をいただきますけれども、地域でいろんなマッチングを、他産業等の方に入ってきていただいていることもやってきていただいている

わけですけれども、ここで新しいつながりができるというわけでございます。農業と観光とか旅行というふうなことで、そのつながりを使って地域の活性化に、ポストコロナということになるわけですけれども、つなげていくと、そのせつかくのできた新しいつながりを継続、発展をさせていく、そういうことも是非応援をさせていただきたいというふうな思いがあります。

また、土地改良の関係でございます。土地改良区の賦課金の徴収に影響が出てくる懸念ということもございまして、私も実際そういうような声を多く聞いております。組合員である専業農家の方が直接影響を受けるとい場合もございまして、組合員には兼業農家の方ですとか土地持ち非農家の方もおられます。農業だけではなくてそれ以外の収入が減ることによって賦課金をなかなか納められない方も出てくるということも懸念されるわけでございます。土地改良区が必要な賦課金を集められなかった場合に、その不足分に対しては公的な支援の枠組みはないということでございます。賦課金も、事業の賦課金、特別賦課金と、それから維持管理の関係ということで經常賦課金とは性格が異なりますのでアプローチも当然違ってくるというふうな思いをいたしますけれども、今後の検討を是非お願いをしたいというふうに思います。

次の質問に移らせていただきますけれども、冒頭触れましたように、今回の新型コロナウイルスの件でございますとか、先ほど岩井委員からお話ございましたか、最近是非常に自然災害も頻発しております。食料の安定供給について不安定な要素も多々出てきている中で、国内の農業生産を拡大をして、自給力、これを向上させていかなければならないというふう

に思います。農業生産に必要な資源としては、農地、そして水、人と、これを持続的に確保していくことが重要ということとでございますけれども、今日は農地についてちょっとお伺いをしたいと思います。

農地でございますけれども、日本型直接支払の活用などによって荒廃農地、この発生を防止して必要な農地面積を確保するということが大変重要なこととでございます。その上で、農業が成長産業化、成長産業として発展をしていくためにも、担い手の減少が更にこれは見込まれるわけでございまして、担い手への農地の集積、集約化を進めていくことが必要だというふうに思います。

平成二十六年に農地中間管理機構が各都道府県で設置をされまして、中間管理機構を活用した取組の結果、お手元の資料でございますけれども、農地集積率、これは年々上昇しておりまして、平成三十年度末では五六・二%というふうになっておりまして、成果が出ているわけでございます。

資料の二ページ目になるわけでございますけれども、都道府県別にこれ見ても、平均以上はこれ赤く囲っておりますけれども、十件です。面積が大きい北海道は九一%になっていまして、これが全体を上げているというふうな状況なんですけれども、もうそれ



それやはり事情がばらばらと、状況が違うということとでございます。

令和五年度に、担い手への集積率、これ八割という目標達成に向けて、人・農地プランの実質化の推進でございます。ここから中間管理事業の簡素化、こういった対策が進められておりますけれども、目標達成には更なる取組、これは現場で加速していく必要があるというふうに思います。

そこで、担い手への農地の集積の目標達成に向けた課題と今後の取組についてお伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人（横山紳君） お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、今、農地の八割を担い手に集積するというところで取り組んでいるところでございますが、農地バンク発足以降、集積率は上昇してきているものの、最近若干伸び悩みという点がございます。その要因としては、もう既に基盤整備が進んでいる平場の水田地帯での取組、これがほぼ一巡しまして、ほかの地域では新たにしっかりと地域で話し合いを進めてもらわなきゃいけないと、こういう状況になっているところかと思っています。

そうした中、我々が取り組んでおりますことは、人・農地プランの実質化ということとでございます。まず農業者の年齢と後継者の有無を地図に落とし、その上で、今後の農地利用を行う経営体への農地の集約に関する将来方針を決めていただくということとございまして、農業委員会、それからJA、土地改良区、農地バンク等の地域関係者が一体的となつて集中的に推進をしていただいているところでございます。

また、あわせまして、委員からも御紹介がございました農地バンクの改正を行

いました。その中では手続の簡素化が図られておりますし、また中山間地域に対するインセンティブも強化されてございます。そうした農地バンクをフルに御活用いただきますとともに、農地の基盤整備を組み合わせることにによりまして、担い手への農地の集積、集約化を加速化してまいりたいと考えているところでございます。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。

局長から最後御答弁をいただく中で、農地の整備の関係についてもお話をいただきましたけれども、農地の集積、これ集約化と、土地改良事業によって農地整備を行うことが大変有効なわけでございます。平成二十九年の土地改良法の改正によって、農地中間管理機構と連携した新しい事業が創設されました。この事業などが農地の集積に相当貢献をしているわけとでございます。

資料の三ページでございますけれども、全国の農地の整備率と集積率、都道府県別に比較をいたしますと、やはり先ほど御答弁をいただきましたように整備率が高い県は集積率が高いという傾向になっておりますし、整備済みの農地、右側になりますけれども、担い手への集積率がほぼ目標の七七%に達しているという数字も現実出ております。

これからは、土地改良を契機とした農地の集積、これはもちろんのこと、特に水田の整備において、高収益作物の導入、定着を図るために、事業を契機に関連施策をこれ横串にして、栽培技術、機械、施設の導入、販路の確保と、これは一体的に進めていく必要があるというふうな思いもございまして、農林水産省の取組についてお伺いをいたします。

○政府参考人（牧元幸司君） お答えを申し上げます。

御指摘いただきましたように、この水田農業の高収益化ということで、この野菜とか果樹といった高収益作物への転換が大変重要でございます。これに必要な圃場の区画整理あるいは排水改良を行う土地改良事業の推進が大変重要であるということをご認識をされているところでございます。

土地改良事業につきましては、地域の営農戦略を見据えた営農計画等の合意形成に基づきまして実施をされるということと、これまでも水田の汎用化、畑地化によりまして野菜等の高収益作物に転換いたしました。農業者所得が向上したという事例が全国各地で出てきているところでございます。

このような中、令和二年度の予算の中では、この水田農業高収益化推進計画に基づきまして、国、地方公共団体が連携をして、基盤整備、栽培技術、機械、施設の導入、販路確保等の取組を計画的かつ一体的に推進する仕組みを創設いたしますとともに、土地改良事業を契機といたしまして一定割合以上の高収益作物の作付けを行う場合に農業者の費用負担分を支援する事業メニュー、これも創設をいたしました。

高収益作物の導入を積極的に取り組みます地区への優先採択、また優先配分を行うこととしたところとございます。

これらの支援を活用



農林水産省牧元農村振興局長

いたしまして、関係機関一体となりまして水田農業の高収益化を推進してまいりたいと考えております。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。是非積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

例えば、局長もよく御存じかと思いませんけれども、秋田県では、その土地改良事業、農地中間管理の関連事業と園芸メガ団地の整備を併せてあきた型圃場整備というようにすることで、米だけではなくて複合経営に取り組んでいこうということで非常に意欲的な地域も全国には多々ございます。是非しっかりと横串を刺していただいて、必要な予算、関係機関とも連携をしていただきながら、積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

農地集積について取り上げさせていただきましたので、もちろん、これ、集約もこれは忘れてはならないわけでございます。さらに、集積、集約する農地が何でもいいのかというと、もちろん違うわけでございます。水田での高収益作物、この転換、畑地化、汎用化の推進には、これは排水改良がもちろん必要でございます。これは、生産性の向上ということでは必須になるわけでございます。もうこれは、大區画化ということではもうこのような観点からも土地改良についてしっかりと進めていかないといけないというふうに思うわけでございます。岩井委員からも公共事業の必要性ということも質問がございましたように、しっかりとそういう意味でも取り組んでいく必要があるというふうに思うわけでございます。次に、所有者不明農地の対応についてお伺いをしたいと思います。相続未登記農地やそのおそれのある農地、約九十三万ヘクタールと、全農地の

約二割となっておりまして。担い手への農地の集積、集約を進める場合でも、所有者不在、不明の農地があれば大きなちろんネットワークになるわけでございます。最近では、親世代から子世代に農地が引き継がれる際に、子世代はもう農地は要らないというような方も相当増えてきていると私もよく耳にすることでございます。これから更に増加をしていく懸念もあるわけでございます。

そこで、政府全体として所有者不明土地について取り組んでいるわけでございますけれども、所有者不明農地、相続放棄農地について今後どのように対応しようとしているのか、お伺いをいたします。○政府参考人（横山紳君） お答え申し上げます。

所有者不明の農地の取扱いについての御質問でございます。平成三十年に農業経営基盤強化促進法等を改正をいたしました。その中で、共有者が一人でも判明していれば、一定の手続の下で、農地バンク、これを通じまして最大二十年間担い手に利用権等を設定できる制度、これを創設したところでございます。

この法律、三十年の十一月に施行してございますけれども、この新制度を活用した事例は着実に増えておりまして、令和二年二月末現在では百六十一件となっております。実は、その前の旧制度の下では全体でも十九件ということございましたので、かなり飛躍的に増加しているというところでございます。

新制度の現場での活用、まだまだ緒に就いたばかりということでございますので、引き続きしっかりと活用を促してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○宮崎雅夫君 ありがとうございます。この問題というのはなかなか農林水産



省だけでは解決できないことでもあるわけでございます。すけれども、やっぱりもう農地だけではなくて林地も更に深刻な問題が懸念をされるというふうに思いますので、しっかりと引き続き取り組んでいただきたいと思っております。今局長から御答弁いただきましたけれども、そういう手段があるということ自身を特に農業をやっておられない方とかその地域にいらつしやらない方というのは知っておられないケースというのは多々あるんじゃないかなと思っております。農地中間管理機構を活用したら貸せる、二十年貸せるということもありませんので、その手段とか方法について分かりやすく周知をいただくということも是非しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。時間になりましたので、質問を終わります。ありがとうございます。（以下略）